

投信るいとう自動積立取引規定

第1条（規定の趣旨）

この規定は、毎月お客様があらかじめ指定する日（以下、「購入申込日」といいます。）に指定した金額（以下、「購入金額」といいます。）を指定した銘柄（以下、「指定銘柄」といいます。）の投資信託を自動的に取得する取引に関する当社との取り決めです。

この取引を「投信るいとう自動積立取引」（以下、「本サービス」といいます。）といたします。

第2条（申込方法）

- （1）お客様は本サービスの利用を申し込むときは、当社所定の方法で申し込むものとします。
- （2）申込にあたっては、当社で振替決済口座および累積投資口座を開設していただきます。ただし、すでに開設済みであるときはこの限りではありません。

第3条（購入金額の引落し）

- （1）購入申込日の2営業日前の夜間に預り金およびMR Fの残高が購入金額よりも大きい場合に預り金およびMR Fから引落します。
- （2）預り金があれば預り金を優先し、預り金の残高が購入金額よりも大きい場合は、預り金より引落します。また、預り金の残高が購入金額よりも小さい場合は、満たない金額をMR Fより引落します。
- （3）預り金およびMR Fの残高が購入金額に満たない場合は、引落しは行いません。
- （4）複数銘柄の買付を申し込む場合は、全銘柄の購入金額の引落しを行います。一部銘柄を指定した購入金額の引落しは行いません。
- （5）預り金およびMR Fの残高不足等で購入金額の引落しが成立しなかった場合は、当社からお客様への連絡は行いません。

第4条（買付方法、時期および価額）

- （1）本サービスによって買い付けできる投資信託は、当社が定める銘柄（以下、「対象銘柄」といいます。）とします。
- （2）お客様は対象銘柄の中から1以上の銘柄を指定し本サービスによる買付の申込を行うものとします。
- （3）当社は、購入金額の引落しが成立した場合に限り累積投資取引約款の定めに従い購入を行います。
- （4）当社は、購入金額の引落しを行った日の2営業日目にお客様より購入の申込があったものとして取り扱います。ただし、購入申込日が当該指定銘柄の購入を行えない日に当たる場合は、当該

日以降で当該指定銘柄の購入が可能になる最初の営業日にお客様より購入の申込があったものと取り扱います。

- （5）1銘柄あたりの購入金額は累積投資取引約款の定めにかかわらず、当社が別に定める金額とします。また、お客様がNISA約款に基づき、つみたて投資枠での買付けをする場合は、当該指定銘柄の購入の代価（購入金額から累積投資取引約款第5条第2項に規定する所定の手数料および消費税を除いたものとし、当該手数料がゼロの場合は購入金額と同額とします。以下、本項において同じ。）の各年ごとの合計額（つみたて投資枠で複数銘柄の買付を申し込む場合は、申し込む全銘柄の購入の代価の各年ごとの合計額）が120万円を超えることとなるような購入金額の指定はできません。
- （6）年2回まで、購入金額に加え特定月加算額を加算した金額を預り金およびMR Fから引落し、指定銘柄の購入を申し込むことができます。ただし、お客様が当社のNISA約款に基づき、つみたて投資枠での買付けをする場合は、つみたて投資枠で買付しようとする全銘柄についての、前項の購入金額と本項の特定月加算額（累積投資取引約款第5条第2項に規定する所定の手数料および消費税を除いたものとし、当該手数料がゼロの場合は当該特定月加算額とします）との各年ごとの合計額が120万円を超えることとなるような特定月加算額の指定はできません。
- （7）NISA約款に基づき、成長投資枠で同時に買付しようとする銘柄が複数ある場合において、その買付金額の合計が、NISA約款第9条の2に定める当年の非課税投資枠、あるいは非課税保有限度額を超えるときは、いずれの銘柄を成長投資枠で買付けするかは当社の任意とします。

第5条（再投資）

当社は、本サービスによって保有されている投資信託の収益分配金の再投資によるお買い付けは次の各号より行うものとします。

- ①NISA約款に基づきつみたて投資枠で保有されている投資信託の収益分配金再投資によるお買い付けは、課税口座で行います。
- ②NISA約款に基づき成長投資枠で保有されている投資信託の収益分配金再投資によるお買い付けは、当年分の成長投資枠で行います。ただし、当年分の成長投資枠での上場株式等の取得対価の額が240万円を超える場合は、課税口座で行います。
- ③課税口座で保有されている投資信託の収益分配金再投資によるお買い付けは、課税口座で行い

ます。

第6条（取引および残高の通知）

当社は、本サービスにもとづくお客様への取引明細および残高明細の通知を次の各号より行うものとします

①取引の明細

当社は、第4条（購入方法、時期および価額）にもとづく取引の明細については、3か月に1回以上、期間中の取引ごとおよび銘柄ごとの約定日、買付数量、買付単価、買付金額、受渡日および買付合計金額、取得合計口数等を記載した「取引残高報告書」により通知します。

②金銭および残高明細

当社は、指定銘柄の残高について、取引残高報告書に記載してお客様に通知します。ただし、本サービス利用がない場合は、別途、1年に1回以上、取引残高報告書によりお客様に通知します。

第7条（対象銘柄の除外）

対象銘柄が以下の各号のいずれかに該当した場合、当社は当該銘柄を対象銘柄から除外することができるものとします。この場合、当社は、お客様に遅滞なく通知するものとします。

- ①当該対象銘柄が償還されることとなった場合もしくは償還された場合
- ②当該対象銘柄の買付口数が当社の定める口数以下となった場合
- ③その他当社が必要と認めた場合

第8条（申込内容の変更等）

お客様は、購入申込日の4営業日前までに当社所定の手続きによって当社に申し出ることにより、本サービスの変更・解除を行うことができます。なお、解除とは解除日以降本サービスを利用しないことをいいます。（以下同じ）

第9条（解約）

(1) 本サービスは、次の各号のいずれかに該当したときに解除されたものとします。

- ①お客様が当社所定の手続きにより、本サービスの解除を申し出た場合
- ②お客様が指定銘柄の累積投資口座を解約された場合
- ③お客様について相続の開始があったことを当社が知った場合
- ④当社が本サービスを営むことができなくなった場合
- ⑤当社が本サービスの解除を申し出た場合

(2) 前項に定める場合のほか、当社 NISA 約款に基づく本サービスの利用については、次の各号のいずれかに該当することとなる場合には、各号に定める日をもって本サービスを解約する旨をお申し出いただきます。

なお、お客様が当該解約の申し出をされない場合、本サービスは継続し、当該指定銘柄は特定口座（特定口座を開設済みのお客様の場合）または一般口座での買付となることがありますが、その場合、当社は裁量により当社の任意の時期にお客様から本サービスの解約のお申し出があったものとして取扱うことができることとします。

- ①NISA 約款第6条の2の規定に基づき、特定累積投資勘定が廃止される場合 特定累積投資勘定が廃止される日
- ②NISA 約款第17条各号の規定により当社 NISA 約款に係る契約が解除される場合 当該各号に定める日

第10条（その他）

- (1) 当社はこの契約にもとづいてお預りした金銭に対しては、いかなる名目によっても利息をお支払いいたしません。
- (2) 第6条（取引および残高の通知）の規定にしたがい、お客様に対し当社よりなされた本サービスに関する諸通知を、届出のあった住所、氏名にあてて当社が発送した場合には、延着し、または、到達しなかったときでも、通常到達すべきときに到達したものとしてみなします。
- (3) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (4) 前項の変更は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。
- (5) 本規定に別段の定めのないときは、「振替決済口座管理約款」および「累積投資取引約款」等（お客様が、つみたて投資枠での買付けをすることができる投資信託の銘柄については、「NISA 約款」を含みます。）の各規定にしたがうものとします。

以上